

第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく再編整備 聾学校移転の進捗状況について

令和2年8月7日
特別支援教育課

1 計画概要

第三次大分県特別支援教育推進計画【基本方針】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える
物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざします。

盲学校・聾学校

盲学校と聾学校を同一敷地内に設置し、障がいの特性から別運営とし、最新の設備
を備えた学校を設置

2 建物概要

- 構 造：鉄筋コンクリート造
- 階 数：4階建て、2棟（高さ約18m）
- 面 積：4,687㎡

3 施設の特徴

- **聴覚障がいの特性に応じた設備**
 - ・文字情報システム
 - ・デジタルワイヤレス補聴補助システム
- **聴覚障がい者に対する教育のセンター的機能が発揮できる設備**
 - ・防音に配慮した聴力測定室
 - ・乳幼児及び保護者向けの教育相談室

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年 8月 入札公告
9月 開札予定
12月 契約案上程（第4回定例会）
～ 建設工事 ～
4年 4月 聾学校移転



校舎外観イメージ図

聾学校 新校舎

令和2年8月7日
特別支援教育課

1 学校概要

県内唯一の聴覚障がい者に対する教育を行う特別支援学校

・幼稚部 ・小学部 ・中学部 ・高等部本科 ・高等部専攻科

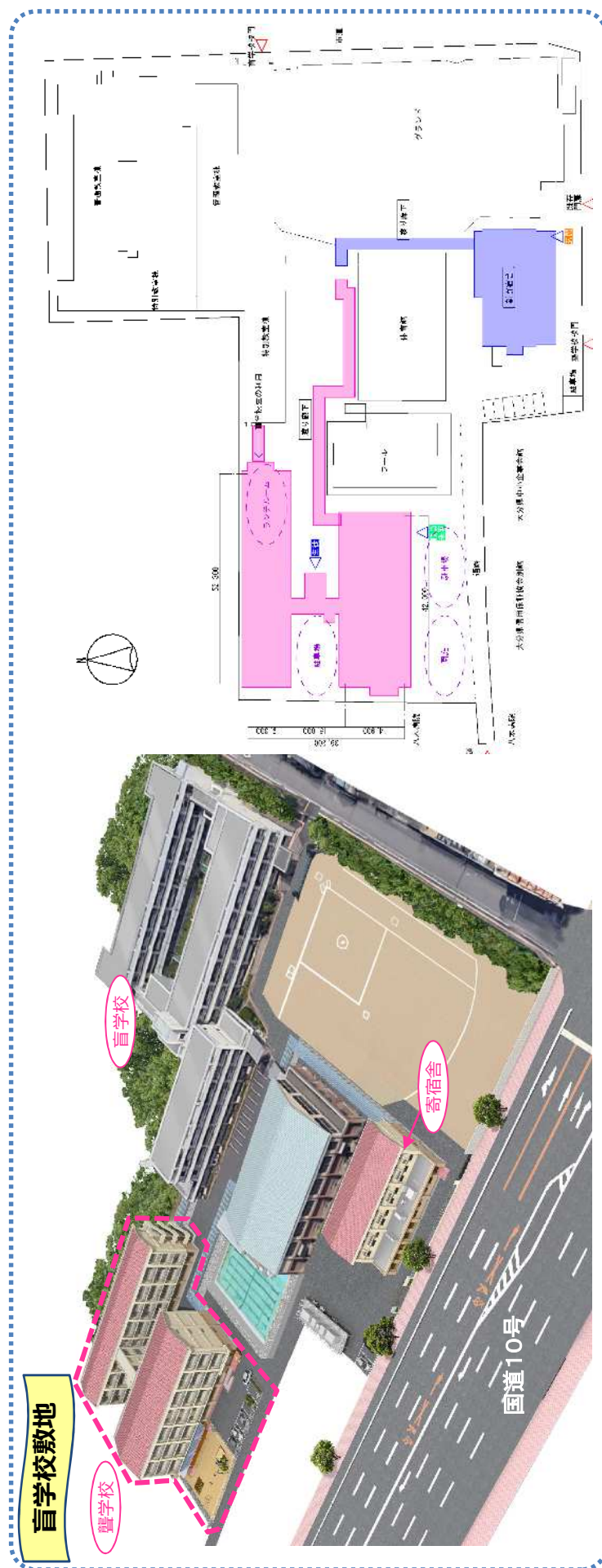
2 施設の特徴

○ 聴覚障がいの特性に応じた設備

- ・文字情報システム
- ・デジタルワイヤレス補聴補助システム

○ 聴覚障がい者に対する教育のセンター的機能が発揮できる設備

- ・防音に配慮した聴力測定室
- ・乳幼児及び保護者向けの教育相談室

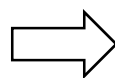


大分県文化財保存活用大綱の策定について

1. 策定の背景

- ・文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）

- 都道府県では文化財保存活用大綱
- 市町村では文化財保存活用地域計画



地域における文化財の総合的な
保存・活用の推進

2. 基本方針とめざすべき姿

- ・【基本方針】 地域とともに「活かして守る」大分の文化財
- ・【めざすべき姿】 ①住民が地域の文化財の情報を共有
②教育資源・観光資源として文化財の適切な活用
③文化財を活かした地域振興で地域の活性化
④持続可能な文化財の保存体制の構築

3. 大綱の記載事項

○序 章

- ・大綱策定の背景、目的、県の各種計画との関係

○第 1 章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

- ・県の概要（人口、地理、自然、歴史）
- ・県の文化の特色（石造文化、六郷満山、キリシタン、小藩分立、温泉、食文化）
- ・課題（申請や届出事務、地域の衰退、公的支援の限界、技術者不足）
- ・基本方針とめざすべき姿

○第 2 章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- ・文化財調査と指定制度の意義（文化財を地域で共有、個人の宝が県民の宝に）
- ・文化財補助事業（公的支援のあり方）
- ・文化財の活用（日本遺産や修復現場公開等の取組、今後の活用の方向性）
- ・人材育成（文化財を担う人々の育成、文化財行政を担う人材の育成）

○第 3 章 市町村への支援の方針

- ・市町村の現状と県と市町村が果たすべき役割
- ・市町村の地域計画策定支援
- ・市町村連携について

○第 4 章 防災・災害発生時の対応

- ・近年の災害（H24 北部九州豪雨 ～ R02. 7 豪雨）
- ・予防（文化財の防災計画、文化財のデータ収集と共有化、防災教育）
- ・初動対応（防災体制、発災時の対応、3 施設や市町村との連携）
- ・復旧・復興計画（救援ネットワークとの連携、復旧事業の課題と今後の方針）

○第 5 章 文化財の保存・活用の推進体制

- ・文化財関係部局や博物館等における職員の配置状況
- ・地方文化財保護審議会の設置状況
- ・関係部局等の連携

4. 大綱策定までのスケジュール（予定）

【令和元年度】

- ・R1. 8 第 1 回市町村連絡協議会開催
- ・R1. 9 第 1 回大綱策定委員会開催
- ・R1. 10 第 1 回拠点調査実施
※10 月以降、月 1 回拠点調査を実施(計 5 回)
- ・R1. 12 第 2 回大綱策定委員会開催
- ・R2. 2 第 2 回市町村連絡協議会開催

※R3. 3 の第 3 回大綱策定委員会及び第 6 回拠点調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【令和 2 年度】

- ・R2. 7 第 3 回大綱策定委員会開催
- ・R2. 8 県文化財保護審議会にて協議
第 3 回市町村連絡協議会開催
- ・R2. 10 第 4 回大綱策定委員会開催
- ・R2. 11 パブリックコメントの実施(～11 月末)
- ・R2. 12 県文化財保護審議会にて協議
- ・R3. 1 第 4 回市町村連絡協議会開催
- ・R3. 2 第 5 回大綱策定委員会開催
- ・R3. 3 大綱策定

大分県文化財保存活用大綱について(案)

基本方針：地域とともに「活かして守る」大分の文化財

めざすべき姿：①住民が地域の文化財の情報を共有
③文化財を活かした地域振興で地域の活性化

②教育資源・観光資源として文化財の適切な活用
④持続可能な文化財の保存体制の構築

【大分県の文化財の特徴】

- ・多くの活火山の影響により温泉が多数所在するとともに、特徴的な地質や地形、動植物
- ・宇佐神宮や六郷満山文化等の仏教文化の影響による石塔や磨崖仏などの石造文化財
- ・大友宗麟の時代に栄えた南蛮文化やキリシタンに関する遺跡や遺物
- ・江戸時代の小藩分立で各地に城郭、藩校、先哲、特徴的な伝統芸能と祭礼行事、郷土食

文化財を取り巻く状況

豊かな自然
独特な仏教文化
豊富な温泉
豊富な石造文化財
特徴的な伝統芸能

【文化財を取り巻く課題】

- | 地域 | 保存・活用 | 人 | 防災 |
|---|---|--|------------------------------|
| ・地域の過疎化や少子高齢化による地域コミュニティの弱体化
・所有者の高齢化に伴う、文化財の滅失や散逸
・人口減少社会到来による文化財の担い手の育成 | ・文化財に関する情報の共有、発信の強化
・適切な保存措置がとれる体制づくり
・観光資源としての文化財の活用による価値の向上
・地域文化財の認知度不足 | ・文化財保護行政に携わる職員の不足と育成
・専門職員の確保と継続的配置 | ・自然災害や火災等の多発
・盗難やいたずら等の発生 |

県が取り組むべきこと

【県が講ずる措置】

- 地域に根ざした文化財のあり方
・文化財の調査を進め、新たな価値を具づけ、指定・登録を推進し、その価値を守り後世への継承
・地域全体で支えるための連携づくり
- 文化財の活用とあり方
・文化財価値の向上を図り、学校教育との連携などを通じて文化財価値を伝達し、地域と一体となって文化財の「保存」と「活用」の推進
・情報発信の推進
- 文化財の保存のあり方
・適切な保存措置が図れるよう指導し、持続性のある保存修理及び管理や保存体制づくりの支援
- 文化財の補助事業
・限りある予算をできるだけ多くの文化財が適切に保存できるよう、補助金の要項の見直し
- 人材育成
・研修によるスキルアップの実施
・教育普及を通して郷土愛の醸成
- 防災・災害発生時の対応
・防災意識の向上、文化財のリスト化、防災計画の作成、防災・防火訓練の実施など準備
・文化財防災ネットワーク推進室との連携

【特色ある文化財の宝庫】

地域に特色ある文化財の活用により、地域が活性化することで、
地域全体で文化財を守る機運が高まる。

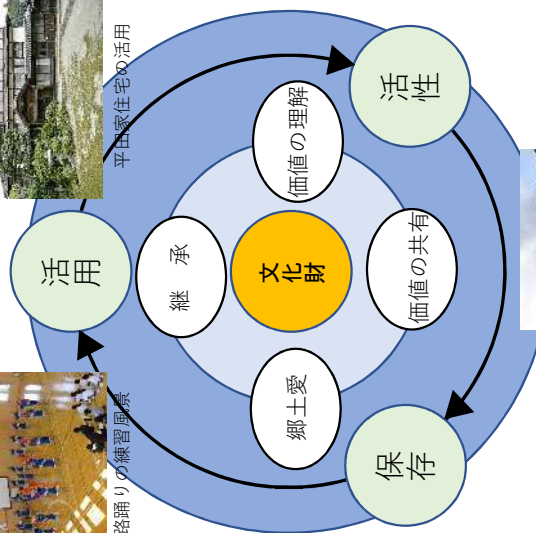
【持続可能な「保存」体制のサイクル】



山路踊りの練習風景



平田家住宅の活用



湯の花小屋の修理